

鯨 研 通 信

第 346 号

1982年 9 月

財団法人 鯨類研究所 〒 135 東京都江東区越中島 1 丁目 3 番 1 号 電話 東京 (642) 2888 (代表)



国際捕鯨取締条約の加盟国とその変遷

遠洋水産研究所 大 隅 清 治

はじめに

国際捕鯨委員会（以下 IWC という）は 1982 年の第 34 回年次会議において、セイシエルの提案した「商業捕鯨の話し合いによる終結」を総会において賛成 25 票、反対 7 票、棄権 5 票によって可決した。この結果は反捕鯨勢力が IWC の投票ナンバーゲームにおいて遂に得ることのできた最大の勝利である。同時にこれは IWC の国際政府機関としての、そして討議による理性ある決定の場としての機能がすでに消え失せ、反捕鯨民間団体が買収したり、そそのかしたり、脅迫したりして参加させた国々が、政府としてのいささかの矜持も理性もなく、反捕鯨勢力の操る投票マシンと墮してしまっただけであることを意味する。

IWC の決定は IWC の総会に出席した加盟国政府の投票の票数による。従って IWC 総会への参加加盟国政府の総数と、その中における投票態度の色別けが IWC の決定を左右することになる。

この小論では、IWC における加盟国の数とその中の捕鯨国の割合との変遷を検討し、これと IWC の決定との関連との比較を試み、今回の決定の背景の分析を行ないたい。

国際捕鯨取締条約と 締約政府及び投票権

現行の国際捕鯨取締条約（以下条約という）は、1946年12月2日に米国ワシントン D・C・において、表 1 に示す 15 カ国の政府代表によって署名され、米国が条約批准書の寄託国となり、1948年7月1日に発効した。そしてこの条約はその本文第 10 条 2 項により、この条約に署名しなかった政府は、条約が効力を生じ

た後、米国政府に対する通告書によってこの条約に加入することができ、第 10 条 4 項により、加入する各政府については、その加入通告書の米国政府による受領の日効力を生ずる定めになっている。つまり、捕鯨国、非捕鯨国の如何を問わず、どんな国の政府でも条約に加入することができ、また条約寄託国政府が加入通告書を受け取った日から、加入政府は IWC の会議に出席し、投票できる規定である。また条約第 11 条は、締約政府が 1 月 1 日以前に寄託政府に通告することによって、その年の 6 月 30 日にこの条約から脱退することができるものと定めている。つまり条約からの脱退は寄託政府に通告するだけで自由のできるものである。

条約は本文と附表とから成り、本文は条約の改正なしには変更できないが、附表は IWC によってその規定を随時修正することができる（5 条 1 項）。そして附表には、(a)保護される鯨種、(b)捕獲種、(c)解禁期及び禁漁期、(d)解禁水域及び禁漁水域、(e)捕獲制限体長、等鯨資源の保存及び利用について規定する。したがって、条約附表は捕鯨操業に直接係わる部分であり、しかもそれが IWC の総会における票決によって随時に修正できる点に大きな問題点が含まれる。すなわち、今回のモラトリアム決定は条約の根幹に触れるものであるにもかかわらず、上記(a)及び(b)の範ちゅうに属するとの解釈で、附表修正により処理されてしまった。条約はその前文において、「捕鯨産業の秩序ある発展を可能にする」と唱っており、これは明らかに鯨類を生物資源として利用することを目的としたものである。条約本文は附表に優先する筈であり、今回の決定はその意味でも条約違反といえる。

条約は第 3 条 1 項において、各締約政府が IWC において 1 個の投票権を有することを定め、また同条 2

表1. 条 約 加 盟 国 及 び I W C

年次会議回数 年(1900年)	条約署名国	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
会議開催地		ロンドン	オスロ	タケウンプ	ロンドン	ロンドン	東京	モスコウ	ロンドン	ロンドン	ハーグ	ロンドン	ロンドン	ロンドン	
オカ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
カ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
フ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ノ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
バ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
南	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
英	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
米	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ソ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ブ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
デ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
メ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ニ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
チ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ベ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
セ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
オ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
イ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ジ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
セ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ウ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
コ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ベ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
エ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
西	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ケ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
モ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
フ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
セ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
計	15	12	16	17	17	17	17	17	17	17	17	17	16	17	
加 盟 国	計	—	11	14	12	16	16	16	16	16	16	14	15	13	15
	商業捕鯨国	10	12	11	15	13	13	13	12	13	12	13	11	11	
	商業捕鯨国	1	2	1	1	3	3	3	4	3	2	2	2	4	
	母船捕鯨国	6	6	8	8	6	7	7	6	5	5	5	3	4	
会議出席	加盟国	5	2	4	4	3	4	2	2	3	2	2	4	4	
	非加盟国	2	3	2	2	2	2	2	3	2	4	2	3	3	
決議件数	加盟国	—	1	—	1	1	—	1	—	—	—	—	—	—	
	非加盟国	33	41	30	53	56	45	58	60	56	57	65	48	61	
オ	8	7	6	7	6	8	7	5	6	5	4	7	8		

備 考：●：母船捕鯨国，○：沿岸捕鯨国，◐：母船・沿岸捕鯨国，△：原住民捕鯨国，×：非捕鯨国，
 —：年次会議欠席国，ブランク：非加盟国

項と手続規則Vにおいて、条約附表の修正を伴うIWCの措置については、IWC総会において賛成と反対の合計投票数（採決に参加しても投票を棄権した場合は合計投票数に含めない）の4分の3の多数による賛成票が要求される規則になっている。この規則は、人口数万人に満たず、しかも捕鯨産業に関して全く伝統のない国も、1億人以上の人口を抱え、永い捕鯨文化を有し、現に数万人以上の捕鯨を生活の手段としている人のいる国も同じ票の権利しか持たず、また外国人が他国の政府を代表して投票できることを意味する。また同時にこの規則は、どんなに不合理な附表の修正も、総会において4分の3以上の票が得られれば可能であり、逆に4分の1以上の票が得られれば、そのような不合理な条約附表の修正提案を阻止することができることを意味する。

IWCにはその下部組織として、科学小委員会（以下SCという）、技術小委員会（以下TCという）及び財政行政小委員会（以下FCという）の3つの小委員会が設置され、手続規則XVIIによって、それらの小委員会の任務が示されている。そして手続規則Vにおいて各小委員会の決定は賛成又は反対の投票数の単純多数決によって行なうものとする決めてある。SCは通常投票によって決定することはしないが、それ故にしばしば“大多数”又は“小教”という表現で、発言しない委員の意向の聴取もせずに、SCの勧告がその報告書に記載されてしまうのである。TCはこの投票規則をその決定において適用しているので投票は重要である。何故ならば、TCにおいては、附表修正に係わるものも含めてどんな提案も、過半数の賛成票を獲得できれば、採択することができるからである。IWC総会はTCの決定事項を審議することになるから、TCで過半数の賛成票を取れない限り、どんな決議案もIWC総会に提出することができないことになる。またIWCの総会では、条約附表の修正に係わらない提案は単純多数決で決議することができる規則になっている。

それ故に、IWCにおいては、4分の3、2分の1、4分の1という3つの投票の数字の賛成又は反対の割合が各々決定の大きな関門となる。4分の3の票が確保できれば、どんな条約附表の修正も可能である。2分の1の票がなければTCにおいて決議が通らず、したがってIWC総会に決議案を上程できない。また2分の1の賛成票があれば、総会において附表の修正を必要としない如何なる提案もIWCの決議として決定できる。さらに、4分の1以上の反対票があれば、

TCにおける投票で敗れても、総会において附表の修正だけは阻止することができる。

条約加盟政府とIWC会議出席者

前述のように、条約の署名国政府の数は15であった。その中で条約が発効した1948年7月1日までに条約を批准した国は9カ国に過ぎなかったが、発効に必要な6カ国以上に達した。また条約に署名しなかった政府の中で、アイスランド、パナマ、スウェーデンの3国は1949年にロンドンで開催された第1回IWC年次会議までに条約加盟を米國政府に通告し、かくてこの年次会議は12カ国の加盟政府の下で開催される運びとなったが、パナマ政府の代表は欠席し、実際の参加国数は11であった。

条約に署名したけれども、これを批准しなかった6カ国の中で、チリとペルーは条約附表のマッコウクジラの制限体長がそれぞれの国の捕鯨の実情に合わないことを主な理由として加盟せず、この両国はエクアドルを誘って、1952年8月16日にサンチャゴにおいて、「南太平洋捕鯨取締規則」を作成し、条約と別に独自の道を進むこととなった。チリとペルーが条約に加盟したのは、後述のように1979年の第31回IWC年次会議からである。

日本は条約の発効当時は連合軍の軍政下にあり、連合軍は日本の食糧確保のため、占領後いち早く1945年9月には日本の捕鯨を再開させ、同じ年に小笠原諸島海域で母船式捕鯨を、次いで1946年には南氷洋出漁を認めるという積極政策をとったため、日本の捕鯨は著るしい速度で復興した。そのような状況の下で連合軍総司令部はIWCの第1回年次会議からすでにオブザーバーを参加させ、実質的に日本の捕鯨代表の形となっていた。サンフランシスコにおける平和条約が成立する以前の1951年4月21日に、日本政府は条約加入手続を取り、同年の第3回IWC年次会議から、総司令部に代って日本政府代表を委員として出席させて今日に至っている。

日本が加入した1951年から条約加入政府数は17となり、その後1969年までの間は若干の出入りがあったものの、加盟政府数は16~18の間で推移した。表1に示すように、1960年の年次会議からはアルゼンチンが加入し、逆に同年オランダとノルウェーが前年のIWC年次会議の決定を不満として脱退した。しかしノルウェーはその翌年、オランダも1962年に再加入した。スウェーデンは1967年の年次会議からしばらくの間脱退し、1979年の年次会議からは極端な反捕鯨国に変

身して再加入した。ブラジルは第 2 回 IWC 年次会議から参加し、1967年の第19回年次会議から脱退した。同国政府代表はその間に 5 回の年次会議に出席したに過ぎなかった。その後、ブラジルは後述のような国際的圧力によって、1974年 1 月に再加入するに至った。

1970年にオランダとニュージーランドが脱退し、それからの 4 年間は条約加盟国は史上最少の14カ国に縮少した。オランダもニュージーランドも脱退の数年前から捕鯨を停止し、条約に止まる意義を失ったからである。しかしながらこの両国は1976年から1977年にかけて再加入し、以後はともに反捕鯨勢力の旗本格となっている。

IWCは1972年の年次会議において、条約非加盟の捕鯨国の条約への参加を国連事務局長を通じて要請する決議案を可決した。それに答えてブラジルが1974年に再加入したが、他の非加盟捕鯨国はしばらくの間は、わざわざ自国に不利になるような条約に加盟したからなかった。そこですでに非捕鯨国の割合が後述するように過半数を越えた状態になっていた IWC は、1976年の年次会議において、反捕鯨勢力の提案であるところの、非加盟国への捕鯨船その他の捕鯨用機材の売却や援助の禁止決議案を可決し、次いで1977年の年次会議には非加盟国からの鯨製品の輸入禁止決議が通過し、非加盟捕鯨国に圧力を掛け、強引に条約に加盟させるようにした。当時まで非加盟で残っていた捕鯨国は日本へ大部分の食用鯨製品を輸出することによって捕鯨業が成り立っていたから、後者の決議は誠にひどい暴力であった。その結果、1979年からチリ、大韓民国、ペルー、スペインの 4 捕鯨国が条約に加盟を余儀なくされた。反捕鯨勢力の狙いは、IWC にこれらの国を加盟させることにより、IWC の決定に従わざるを得ない状態にしてから、IWC の決定によってそれらの国の捕鯨をつぶそうとするものであったが、日本はそれらの決議案に反対し、決定に留保をしたが、日本の捕鯨を守るためには、それらの決議を尊重せざるを得ない事態となった。それ故に非加盟捕鯨国としても反捕鯨勢力の意図がわかっているにもかかわらず加入せざるを得なかったのである。

しかし、反捕鯨勢力のこのような行為は、それまでの捕鯨国の IWC に占める割合の低下傾向に歯止めを掛け、捕鯨国側が団結することによって、4 分の 1 の票の壁を突破されるのを防ぐ効果をもたらした。これに気付いた反捕鯨団体は、1978年以後非捕鯨国政府の条約加盟運動に奔走するようになった。その結果、1979年にはセイシエルスとスウェーデンの 2 国、1980年

にはスイス、オマーン、中華人民共和国の 3 国、1981年にはセントビンセントを初め、何と 10カ国、1982年 7 月末までにモナコ等 5 カ国が条約に加入した。そのいずれもが非捕鯨国であり、しかもその中でアンチグワ・バーブーダのようにそれまでわれわれが耳にしたこともない小国が 7 カ国もあり、またそれらの中の 12 カ国は IWC 年次会議の直前または最中に条約加盟手続きを取って出席する仕末であった。その上に、その国の国籍を持たないいかわしい人物が政府代表になって IWC 会議に出席する事態を迎えた。そのため 1982年の年次会議には遂に「資格審査特別小委員会」が議長の権限で設置されたが、この審査会の委員のセントルシア代表の資格問題がその会議の直後に表面化し、一時議場は大混乱におちいるといった経緯もあった。

条約加盟国はかくして、1979年から急速にその数を増し、1982年には遂に 39カ国に達するに至った。図 1 に加盟国数の変遷を示した。条約加盟国は延 41カ国になり、その中で 5 カ国は一度条約から脱退して再加盟し、パナマとカナダの 2 カ国は脱退したままであり、ドミニカは 1982年 6 月 15 日に脱退通告を寄託政府に提出し、1983年 6 月 30 日に脱退することになっている。表 2 にこれまでの条約加盟国の加盟日と脱退日とを示した。

条約は本文第 3 条 1 項により、各締約政府は 1 人の IWC 委員を任命し、各委員は 1 人以上の専門家及び顧問を IWC 会議に同伴することができる規定になっている。表 1 及び図 1 C に IWC の各年次会議への加盟国からの代表団の出席者数を示した。1971年の年次会議までは代表団の出席総数は 33 名から 68 名で安定していたが、1972年の年次会議（この会議の直前に国連・人間環境会議がストックホルムで開催された）から次第に増加し、1982年の年次会議には遂に 181 名の多きに達するに至った。

1 国当たり代表団出席者数も、1971年までは平均 4 名前後であったが、1972年から次第に増加し、1978年には最高の 6.9 名に達した。しかしそれ以後減少しているのは、1、2 名の代表しか出席しない非捕鯨国の数の増加と反比例している。この間に日本を始め捕鯨国は危機感を強くして、大代表団を送り込み、反捕鯨のチャンピオンである米国もまた、日本におとらない多数の代表団を出席させている。

オブザーバーと

報道陣の IWC 会議参加

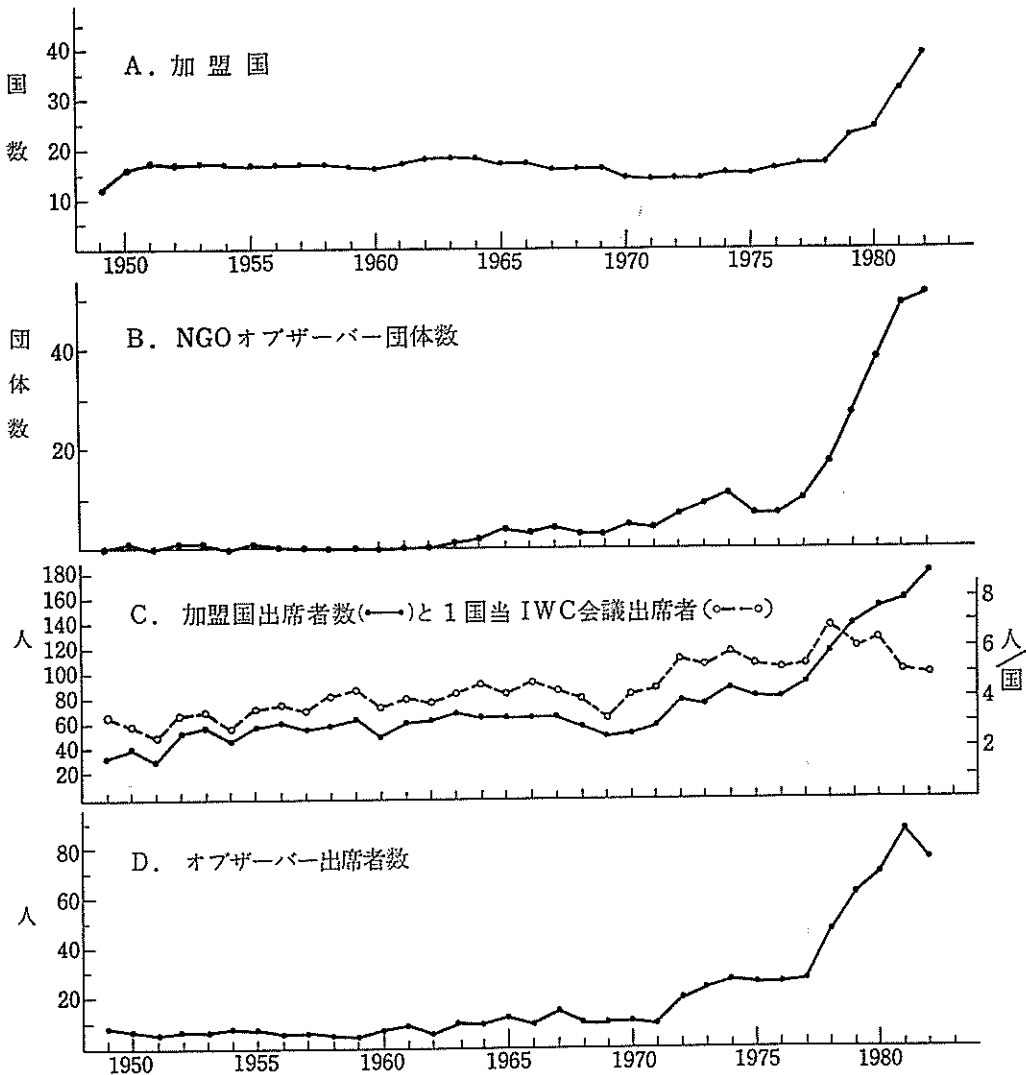


図1. 国際捕鯨取締条約加盟国とIWC出席者及びオブザーバー数の変遷

IWCはその手続規則IIIにおいて、条約非加盟国政府及び如何なる国際機関も、もしIWC会議開催の30日以前に文書でその旨を通知し、IWCがその申出について招請状を発給する場合には、オブザーバーとして会議に参加できる決まりになっており、IWCの第1回会議からそれに従って、非加盟国政府と国際機関の代表が参加していた。そして国際機関としては、初期にはほとんどが国連・世界食糧農業機構（FAO）のような国際政府機関（以下GOという）であり、国際民間団体（以下NGOという）としては、「国際捕鯨会社協会」が第2回から第7回IWC年次会議の間に4回オブザーバーとして参加したに過ぎなかった。

しかし、1963年の第15回IWC年次会議に初めて動

物保護団体がNGOとして参加した。その団体名は「国際動物保護協会」といった。動物保護団体はその後次第に数を増し、1965年のIWC年次会議には「世界野生生物基金（WWF）」が、また1971年には「地球の友」、1972年に「プロジェクト・ヨナ」、1974年には「シエラクラブ」、1977年からは「グリーンピース」などの活動的な自然保護団体が次々とNGOとしてIWCに参加し始め、図1Bに示すように、1978年からは17団体に急増し、1982年には51団体がIWC年次会議にオブザーバーとして出席するに至った。

未加盟国政府からのオブザーバーは、表1に示すように近年増加したとはいえ、1981年に最高の9カ国が参加したに過ぎない。またGOとしては1981年に8機

表 2. 国際捕鯨取締条約加盟国 (1982年 8 月 1 日現在)

国 名	加 盟 国	脱 退 日	備 考
ア イ ス ラ ン ド	1947年 3月10日		
英 国	" 6. 17		
米 国	" 7. 18		
オーストラリア	" 12. 1		
南アフリカ	1948. 5. 5		
カナダ	" 5. 25	1982年 6月30日	1981年 6月・24日通告
ソ連	" 9. 11		
フランス	" 12. 3		
パナマ	"	1980. 6. 30	
メキシコ	1949. 6. 30		
デンマーク	1950. 5. 23		
日本	1951. 4. 21		
アルゼンチン	1960. 5. 18		
ノルウェー	" 9. 23		再加盟日付
オランダ	1962. 5. 4		再加盟日付
ブラジル	1974. 1. 4		再加盟日付
ニュージーランド	1976. 6. 15		再加盟日付
大韓民国	1978. 12. 29		
セイシエル	1979. 3. 19		
スウェーデン	" 6. 15		再加盟日付
ベルギー	" 6. 18		
チリ	" 7. 6		
スベイ	" 7. 6		
スイス	1980. 5. 29		
オマーン	" 7. 15		
中国	" 9. 24		
インド	1981. 3. 9		
セントルシア	" 6. 29		
ドミニカ	" 7. 9	1983. 6. 30	1982年 6月15日通告
ジャマイカ	" 7. 15		
ウルグワイ	" 7. 15		
セントビンセント	" 7. 22		
コスタリカ	" 7. 24		
フィリピン	" 8. 10		
エジプト	" 9. 18		
ケニヤ	" 12. 2		
モナコ	1982. 3. 15		
西独	" 7. 2		
ベリーズ	" 7. 15		
セネガル	" 7. 15		
アンチグワ・バーブーダ	" 7. 21		

関が参加したのが最高であり、共にNGOの数に比すれば多くはない。

NGOの増加に伴ない、彼等は次第にIWCの非捕鯨国政府及びそれからのIWC委員に様々な圧力をか

けて、反捕鯨運動を押し進め、またNGOはオブザーバーに止まらずに、加盟政府の代表団の中にも加わり、さらに強い圧力を自国の政府代表に会議中にも直接ぶつけるように変質して来た。この傾向は米国や英

國は勿論、スペインのような捕鯨国の代表団にもみられ、スペインは捕鯨国としての立場を弱めた。さらに反捕鯨団体は小国に働き掛け、反捕鯨団体のメンバーをIWC委員にしたり、外国政府のIWC委員や委員代理として出席せしめるなどの行動に出るようになってきている。

NGOのオブザーバーの増加に伴ない、IWCは1977年の年次会議において、国際機関の定義をUNESCOで用いているのと同じく、“3カ国以上の国に事務所を有する機関”とした。そして同時にIWC会議におけるオブザーバーの取扱い規則を定めた(29回IWC議長報告附録1, 1978)。さらに、SCの手続規則を改訂して、科学的に資格のあるオブザーバーをSC会議に受け入れることを決定し、1978年からNGOのオブザーバーがSC会議に初めて参加した。1978年のIWC年次会議では、これを受けて議事手続規則Ⅲの改訂がなされ、NGOオブザーバーとしてIWCの諸会合に参加する許可を明確にした。

IWCでは従来会議は全部秘密会とし、本会議が終了した時点で議長が新聞発表を行なう習わしになっていた。しかし1973年の年次会議の際に、保護団体からIWC会議を報道陣に開放するよう要請があり、この件をFCで検討した結果否決した。その後もこの種の要求は毎年執拗に繰り返され、IWCは1977年の年次会議において総会の最初と最後の会合に報道機関の出席を許可することとなった。次いで1978年年次会議において、次回から報道関係者が総会の全てを傍聴できるようにまで拡大され、事務局長との話し合いの結果、会議場のスペースの関係で別室に会議の発言を放送し、これを報道陣が聴くという形を取るようになった。1979年の年次会議においては、IWCは全ての会議に報道関係者の入場許可の問題を検討したが、結局報道陣は従来通り総会の傍聴はできるが、将来はIWCの議長あるいは副議長が小さくとも1日に1回は報道陣と会見することのできるよう努めることになって今日に至っている。

最近保護団体がIWC会議への報道関係者の参加問題に以前ほどに熱心でなくなったのは、最近ではIWCの会議において捕鯨国の発言の方が正当性があり、報道陣に事実を直接知らしめることにメリットがなくなっているばかりでなく、かえって反捕鯨勢力の、数だけに頼る理不尽さを知られなくなってきた故であろうとの見方もできる。現在は会議出席のNGOのオブザーバーが逐一会議の内容をしかも極めて曲げられた形で報道陣へ流して、良識的な政府代表やIWC

事務員の強い懸念を呼んでいる。

IWCにおける捕鯨国の割合

条約は最初から加入の資格に捕鯨国であるという条件を付けなかった。そのためスウェーデンは非捕鯨国でありながら、最初から条約に加入している。もっともスウェーデンで捕鯨船が建造されており、その意味では捕鯨に関係ないとはいえなかったことも確かである。それでも第1回のIWC年次会議の参加国数11の中で、捕鯨国は10カ国(91%)を占め、また母船捕鯨国(沿岸捕鯨と母船式捕鯨とを共に営む国を含め)は6カ国でIWC加盟国の半数を占めて、IWCの初期は正に捕鯨国政府の国際会議そのものであった。

しかし、その後時が経つにつれて、捕鯨国は次第に捕鯨から撤退し、非捕鯨国に転換して行ったが、彼等の多くは、条約から脱退せずに、IWCに止まった。まずフランスは1953年から捕鯨を止めた(1959年に捕鯨を再開したことがあるが)。パナマは1955年までギリシャのオリンピック・チャレンジャー号船団の船籍登録国であったから、少くとも名目上は捕鯨国であったが、同船団の条約無視の無謀操業が発覚して、母船操業を止めたのに伴って以後非捕鯨国側に移った。アルゼンチンが1961年から、1963年には英国が、1964年にはオランダが、そして1965年にはニュージーランドというように、1960年代に次々と捕鯨国が非捕鯨国に転換して行った。

また同じ条約加盟捕鯨国でも、ノルウェイは1968年から母船操業を停止し、逆にソ連は1965年から沿岸捕鯨を廃止し、母船操業だけに変じた。米國は1972年から商業捕鯨を止めたものの、原住民捕鯨を続けており、デンマークは商業捕鯨への風当たりが強くなるにつれて、実質的には以前と操業形態が変りないにもかかわらず、最近では米國と同じく原住民捕鯨国であるとしてIWCの中で振舞うことによって、自國捕鯨の保全を計るべく努めている。

表1に各加盟国の各年次会議時点における母船捕鯨、沿岸捕鯨、原住民捕鯨、非捕鯨の別を示した。また同時にそれらの国の政府のIWC年次会議への出席の有無についても示した。そして図2には、各IWC年次会議参加国の中に占める、母船捕鯨国、沿岸捕鯨国、非捕鯨国の割合を示した。原住民捕鯨国は常に商業捕鯨と原住民捕鯨とを区別し、あたかも自國は非捕鯨国であるかのようにIWCの中で行動するので、ここでは非捕鯨国に分類して計算した。

図2で明らかのように、捕鯨国(沿岸捕鯨国と母船

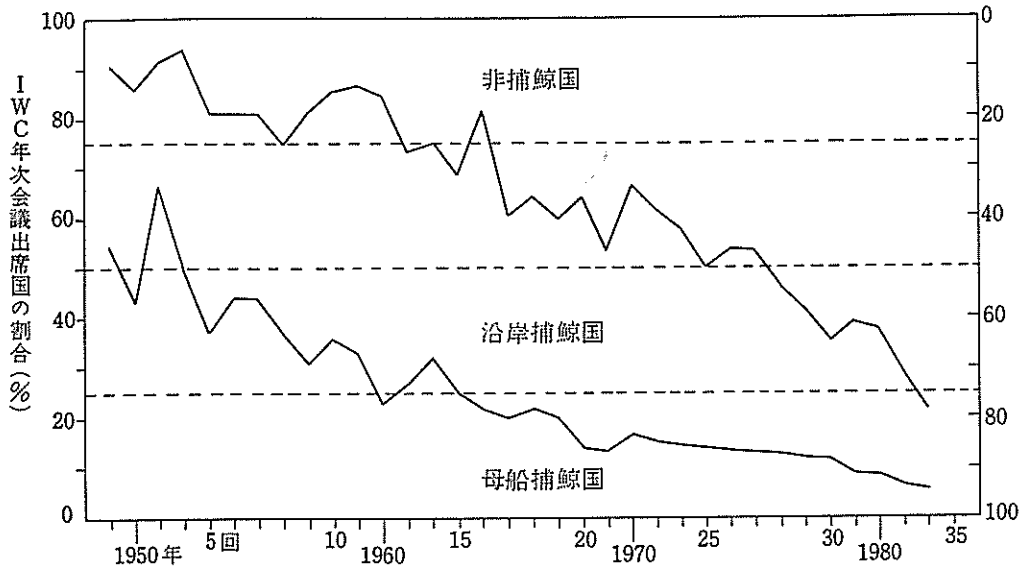


図 2. IWC年次会議参加の条約加盟政府の中に占める捕鯨国の割合の変遷

式捕鯨国とを合せた)は、IWCの初期には90%以上を占めていたが、1961年からは4分の3の割合を切り、さらに1973年前後には2分の1の割合の線を下回るようになり、そして1982年には遂に4分の1の壁を打ち破られるに至った。一方母船国の割合は1953年の年次会議から半分を切り、1960年には4分の1を割ってしまい、そして1982年現在ではわずかに6%の少数派に落ち入っている。

この割合はIWC会議における母船国、沿岸国、非捕鯨国の3つの勢力の割合を示すと同時に、投票の割合をほぼ正しく表現しているとみなしてよからう。勿論非捕鯨国の中にも、公正な投票を勇氣を以て敢然と行なう政府代表もいなくはない。しかし、近年におけるように多数の反捕鯨団体オブザーバーが見守る中で、自国にとってプラスにならない公平な投票を行なうのは極めて困難な状況にある。もしもそのような投票をすると、反捕鯨団体がそのIWC委員に食ってかかり、彼等の発行する新聞やデモで猛烈に個人攻撃される破目に落ち入る。捕鯨国の中でも、自国内の反捕鯨団体の突き上げが激しく、捕鯨国としての共通の利益を守るため、終始他の捕鯨国と共同歩調を取ることができなくなった国もでてきて、捕鯨国の結束と団結は必ずしも強固でない。まして沿岸捕鯨国と母船捕鯨国とでは、かつては利害が対立し、母船国が4分の1を割った1960年代からは、たとえ捕鯨国が全体の過半

数を占めていても母船国の主張は通らなくなっていた。したがって、この割合は投票の目安を付けるに過ぎないが、後で検討されるように、この割合の変遷はIWCの決定の変遷と極めてよく符合する。

IWC年次会議参加国の中の3つの分野の割合の変遷によって、IWCの時代を次のような4つに区分することができよう。

第1期：1949～1960年

捕鯨国は4分の3以上を占め、また母船捕鯨国は4分の1以上であった。

第2期：1961～1972年

捕鯨国の割合は4分の3以下となったが、2分の1以上はあり、母船国の割合は15%以上あった。

第3期：1973～1981年

捕鯨国の割合は2分の1以下であるが、4分の1以上であった。母船国の割合は15%以下となったが、6%以上を占めていた。

第4期：1982年～

捕鯨国の割合は4分の1以下となり、母船国の割合は6%以下となった。

以上の各期を分ける1960～1961年、1972～1973年、1981～1982年にIWCにとってエポックメーキングな事件が起っている。これについては次章で検討することにする。

IWCの時代区分と IWCの決定との関係

第1期

この時代のIWCは捕鯨国の“サロン”であり、捕鯨国の主張は殆んど通った。この時代は鯨類の資源調査研究も初期段階にあり、SCが十分な資料を基にしてIWC委員を説得するような勧告を出せなかったのを口実として、IWCは資源管理の強化を怠った。南氷洋の母船式捕鯨によるヒゲクジラ類の他に捕獲枠は全く決められていなかった。南氷洋の捕獲枠もシロナガスクジラ換算制(BWU)であり、科学的な措置とはいえなかった。そしてこの値も最初の16,000BWUから、この時代の終わりまでにわずかに1,000BWUを減少させたに過ぎなかった。そして1959年には、オランダとノールウェイはBWUによる捕獲枠の減少を不満として、条約脱退というゴリ押しをしたほどである。シロナガスクジラやザトウクジラについて、捕獲禁止の必要性が感じられたにも拘らず、中々実行に移せなかった。たとえば1954年の年次会議において、北大西洋と北太平洋東部海域のシロナガスクジラの捕獲禁止が決定したが、前者についてはデンマークとアイスランドが、後者については米国を含む4国がそれぞれ異議の申し立てをして効力を発揮できなかった。

しかしこの間に次第に捕鯨国のIWCに占める割合が低下するにつれて、次の時代以後に実を結ぶようになるいくつかの捕鯨取締強化案がIWCの中で検討されるようになった。たとえば1958年には国際監視員制度と国別割当制度が提案されている。

1960年はIWCにとって1時代を画する年であった。この年のIWC年次会議にはオランダとノールウェイが条約を脱退して、母船捕鯨国の割合が4分の1を切ったが、これと軌を一にするかのように、この年次会議において英国は「三人委員会」の設置の決議案を突然に提出して、これが可決されてしまった。この年次会議前後には、南氷洋捕鯨(南鯨)の捕獲枠が決められなかったり、決議に対して異議の申し立てをしたりして、南鯨の資源管理に大混乱を生じており、捕獲規制の強化について科学的根拠を固める必要性が感じられていたし、母船国は附表の改定を必要としない決議案の阻止に必要な2分の1以下となり、捕鯨国は全体として4分の3を上回っていたが、その中には南鯨母船式操業に関係のない国も多く、この決議案はそのような状況で通過したのである。三人委員会はそれまでSCに関係していなかった南鯨の非出漁国または

GOの資源解析学者によって構成された。そしてこの委員会の報告が次の時代の捕獲割当量の急激な減少と、捕鯨国の数の減少をもたらす武器となった。その意味でこの委員会の設立はIWCにとって1時期を画すものであり、それが丁度第1期の終りと一致する点が注目される。

第2期

この時代にはすでに母船捕鯨国は4分の1の割合を下回り、母船国だけで附表の修正を阻止する票の数はずで確保できる状態ではなくなっていた。それでも捕鯨国は過半数を越えており、IWCは依然として捕鯨国が優位の状態にあった。

三人委員会が設置されて以後、SCは次第にIWCの中で発言力を増し活動的になった。1962年の特別SC会議において、北太平洋捕鯨について、南鯨の三人委員会に似た資源解析を進めるために、関係4国の科学者による作業部会が設置され、活動を開始した。

1963年には三人委員会は最終報告を提出し、その年の年次会議では南鯨の捕獲枠は一挙に10,000BWUに下げられたばかりでなく、南鯨のザトウクジラと一部を除くシロナガスクジラの捕獲の禁止措置が取られた。またこの年次会議では三人委員会に一名を加えて四人委員会として、さらに1年間作業を継続することが決定された。

1962年にはIWCの枠組の外で国別割当協定が南鯨母船国の間で締結され、ここに、それまでのいわゆる“捕鯨オリンピック”時代は終わった。国別割当制度の成立は西欧捕鯨国の南鯨からの撤退を促進させる働きをした。まず英国は日本に自国の割当量とともに次々と船団を売却し、1963年から母船操業を停止した。次いでオランダも英国にならって国別割当率を船団とともに売却し、1964年に南鯨から撤退した。南鯨に永い伝統を有するノールウェイも遂に1968年に母船式操業を中止し、日本とソ連船団のみが南鯨母船式操業国として残る事態となったのである。日本はこの時代における捕鯨割当量の減少を食い止めるため、外国の国別割当枠を次々に大金を払って船団とともに購入したが、これが結果的には捕鯨国の減少によるIWCでのわが国の不利を助長する結果となった。

南氷洋母船式の捕獲枠はこの時代に急速に捕獲枠を減少し、この時代の終期の1971年には2,300BWUになり、1972年の年次会議において、遂にBWU制度は廃止され、鯨種別に捕獲枠が定められることになった。

南氷洋捕鯨問題がこの時代に片付くとともに、北太

平洋における捕鯨（北鯨）が注目されるようになり、1965年に北鯨資源会議が関係 4 国の科学者によって持たれ、1966年 2 月には関係 4 国 IWC 委員による北鯨問題のコミッショナー特別会議が開催された。これに先き立ち、1965年の年次会議において、北鯨のザトウクジラとシロナガスクジラの1966年からの捕獲禁止が決められ、その後も北鯨コミッショナー会議が度々開かれて、「北太平洋捕鯨規制」の下で自主的に捕獲枠の設定とその強化が行なわれたが、1970年の年次会議において北太平洋における捕獲枠を鯨種別に条約附表に加えることが決定された。

しかしながら北大西洋における捕鯨に関しては、この時代には、シロナガスクジラとザトウクジラの捕獲禁止の延長が決議された以外は、全く無風状態で過ぎた。

第 2 期の最後を画する大きな出来事が1972年に 3 つあった。その第 1 は先きに述べた B W U 制度の廃止であり、第 2 は国際監視員制度の実施の決定であり、そして第 3 は商業捕鯨のモラトリアム決議案の提出である。国際監視員制度はすでに第 1 期の末期にノールウェイによって構想が示されたが、第 2 期中は毎年の年次会議において討議され、協定案が次第に固まり、遂に1972年から北太平洋の母船式と基地式で実施され、南氷洋母船式捕鯨では1972/73年漁期から実施に踏み切ったのである。1972年の年次会議に先き立って、「国連・人間環境会議」が開催され、ここで「商業捕鯨の10年間のモラトリアム」が決議され、その余勢を駆って、IWC 年次会議において、米国により、同様の決議案が提出された。この議案は IWC の総会に先き立って行なわれた S C の討議の結果、全面モラトリアムは科学的に正当化されないと結論され、総会において賛成 4、反対 6、棄権 4 で否定された。

第 3 期

この時代に入ると、捕鯨国の割合は IWC の中で 2 分の 1 以下となり、まして母船国は 15% 以下の少数派に転落し、捕鯨国は 4 分の 1 の壁は守れても、T C では提案を通すことができず、IWC の総会においても、附表の修正を伴わない決議案は全く阻止できない状態に追い込まれるようになった。

表 1 に1972年以降の IWC で可決した附表の改訂を伴わない決議の件数を示した。1972年には 2 件であったが次第に増加し、1980年には最高の 14 件に達した。このように第 3 期の特長の 1 つは決議の時代であり、2 分の 1 の壁を突破した非捕鯨国はこの規則を利用して次々に捕鯨国をつぶすための決議案を通過させて行

った。1972年にはまず非加盟捕鯨国の条約への参加を国連事務局長を通じて要請する決議案を可決し、1974年にはモラトリアムの代案として新管理方式がいわゆる「オーストラリア決議」として提案され、可決された。この決議はその後 S C の討議を経て、1975年には資源管理方式として IWC の附表に乗り、その結果それまで捕獲の許されていた種々の鯨種系統群が次々とこの方式により自動的に捕獲禁止にさせられ、捕鯨国の立場を弱体化するのに極めて効果を発揮した。

1976年の年次会議においては、非加盟国への捕鯨船その他の売却や用船の禁止決議が通り、翌1977年には非加盟国からの鯨製品の輸入禁止決議が通過し、1978年の年次会議ではさらに非加盟捕鯨国の加盟呼び掛け決議により追い打ちを掛けた。非加盟捕鯨国を IWC の中に引き入れてから叩きつぶすのが、それらの決議の目的であったことはすでに述べた通りである。

1978年には「捕鯨の倫理」の問題が IWC の討議の議題となり、翌1979年には「鯨類の習性と知能」に関する国際会議の開催が決議され、後世に鯨保護の行き過ぎの例証として批判されるであろうところの「鯨類の習性、知能及び捕鯨の倫理に関する国際会議」が1980年 4 月にワシントン D・C・において、IWC もスポンサーとなって開催された。

人道的捕殺の問題は第 1 期の終りの1969年に IWC によって初めて取り上げられたが、その時にはすぐに決着が付いた。しかし、第 3 期に入って、1976年には反捕鯨勢力から捕鯨を禁止する口実として、再びこの問題が取り上げられ、年次会議において人道的捕殺の研究が決議されて以来、毎年の IWC の議題に入れられて、次々と IWC の決議と勧告がなされ、作業部会会合を開備したりした後、1980年の年次会議において、非爆発船のミンククジラへの使用を1981/82年漁期から禁止する決議案を通過させてしまった。これは科学的にミンククジラの捕獲を止めさせる理由を見出せなくなった反捕鯨勢力が考え出したもので、これにより資源論と別にミンククジラ漁を止めさせる手段としたのである。

このように、この時代には附表の修正に触れずに、次々と捕鯨国つぶすのための決議が IWC において通過し、捕鯨国は一層苦境に立たされるに至った。

第 3 期に入ると北大西洋の捕鯨国も安泰ではいられなくなった。1975年に新管理方式が IWC によって決定された翌年の年次会議から、世界の全ての鯨資源が 3 分頻法によって分類され、各々について定められた方式に従って捕獲枠が認定されて、初めて北大西洋の

鯨類についても捕獲枠が付き、それが附表に乗るに至った。

またマッコウクジラが反捕鯨勢力の戦略目標になり、総力を挙げてこれをつぶしに掛ったのもこの時代の特色の一つであり、日本沿岸のマッコウクジラを除いてこの間に全系統群の捕獲枠を失なった。

この時代の IWC における出来事の一つとして次に取り上げられるのは、1979年 年次会議において、その年に初めて IWC 会議に参加したセイシエルの提案した「印度洋保護区」が IWC で賛成 16、反対 3、棄権 3 票で条約附表の改訂を伴う決議として通過してしまったことである。この時点になると捕鯨国も自国の権益を守るためには、いくら不合理であっても自国の捕鯨産業に直接関係がない提案には反対できない状態に追い込まれてしまっていた。その間隙をぬってこの提案が通過してしまった。

しかし、この時代には、反捕鯨勢力が 1972 年以来毎年のように繰り返して提案してきた商業捕鯨の全面禁止案に対してだけは、捕鯨国は 4 分の 1 の壁を利用して遂に守り切ったのである。

第 4 期

1979 年から急速に増加した条約加盟国は、1982 年の第 34 回 IWC 年次会議の最中に加盟したアンチグワ・バーブダを加えて 39 カ国に達し、ドミニカとジャマイカが欠席したのも及ばずに、捕鯨国の割合はこの年に遂に 4 分の 1 の壁を打ち破られ、新たな局面を迎えるに至った。そしてこの年に、遂に商業捕鯨の実質的なモラトリアムが IWC の総会において、最初に記したような票決により決定された。1982 年の時点で捕鯨国は 8 カ国あったが、その中のスペインは反捕鯨勢力の強烈な攻撃の前に陥落し、自国の 3 年間の捕鯨の継続を守るために賛成票を投じてしまった。

国際捕鯨取締条約はこの時代にはすでにその本来の機能を失ない、「国際鯨類愛護条約」と改称するのが適当と考えられるようになった。今後この条約が如何に推移するかは予断を許さない状態にあると思われる。1982 年の IWC は SC の一致した勧告までも無視する提案と票決が TC と総会で行なわれ、SC の存在意義はなくなっている。FAO の代表の極めて客観的な声明は全くかえりみられず、日本政府代表の米沢 IWC 委員の真剣な訴えを聞く耳を非捕鯨国政府を代表する委員は持っていない。これでは捕鯨国は条約に何のメリットも認められず、良心的非捕鯨国も条約に止まる意義を見出せないであろう。

IWC の第 4 期において、1982 年にも増して 1983 年

の年次会議が条約の将来を決する場になるであろう。

おわりに

1982 年の IWC 年次会議の決定は、永い鯨食文化を有し、捕鯨産業に直接・間接に従事する多くの人々が存在するわが国にとって、極めて深刻な問題を投げかけた。これからわが国が取るべき選択枝としては 2 つある。それらは、第 1 にこの条約から脱退することであり、第 2 の道はこの条約に止まることである。

すでに条約は変質しており、条約に止まってもやがて 3 年後には自動的に捕鯨操業は停止されてしまう。一端失なった捕鯨技術と文化の復活は不可能に近いし、1986 年以前にも捕獲枠は捕鯨の存続ができない程に小さくさせられないという保証はなく、現在の条約加盟国の構成の下では、1990 年に捕鯨再開の望みは全くといっていいくらいにない。このような条約からは早く脱退し、捕鯨国と良心的政府でもって新たな捕鯨条約を作るべきかも知れない。しかしそれが現実的に可能であろうか。

反対に条約に止まる道を選ぶ際には、第 4 期に入っている現在、捕鯨国の絶対少数の中で捕鯨が生き残る道を見出せねばならない。この中で差し当り決定を迫られている行動に 2 つある。その 1 つは、決定に対する異議の申し立てである。条約は第 5 条 3 (e) 項により、附表の修正は異議を申し立てた政府については、異議の撤回の日まで効力を生じないことを定めている。これを行えば、条約に止まっても今回の決定は適用されないことになる。例えばマッコウクジラの漁期 8 カ月の附表改訂は第 3 回 IWC 年次会議で決定されたが、オーストラリアはこれに異議の申し立てをし、捕鯨をやめるまで周年操業していた。しかしその場合には、1983 年の年次会議において、次年度の捕獲割当量を大幅に減少させる等の種々の報復手段を絶対少数下の第 4 期には覚悟しなければならぬ。また他産業への悪影響も十分に考慮する必要がある。

別の行動は異議の申し立てをせずに、涙を呑んで今回の決定に従うことである。これによれば少なくとも上記の報復措置を受けるのはまぬがれようが、民族の誇りと文化を捨ててまで、理不尽な決定に従わなければならないのであろうか。

思い悩みは深いけれども、日本政府はやがていずれか 1 つの道を選ばねばならない。それとも画期的な解決策をそれまでに見出せるのであろうか。異議の申し立ての期限は 1982 年 11 月 4 日に迫っている。